## 0 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 新旧対照条文

 $\bigcirc$ 別表第一 備考 法律第 する法律 する一 生手術等を受けた者に対 旧優生保護法に基づく優 地 (略) 方自治法 る。 る法律における用語の意義及び字句の意味によるものとす この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 時金の支給等に関 第一号法定受託事務 法 (平成三十一年 (昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第三条関係) 号) 律 改 を含む。)及び第六項の規定により 同条第五項において準用する場合 から第三項まで(これらの規定を 第五条第二項並びに第八条第一 都道府県が処理することとされて いる事務 (略) (第二条関係 正 案 事 務 上欄に掲げ 項 別表第 備考 (新設 (略) る。 る法律における用語の意義及び字句の意味によるものとす この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 法 第一号法定受託事務 律 現 (新設) (略) (第二条関係) 行 事 傍線部分は改正部分) 務 上欄に掲げ

○ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)(附則第四条関係)	《関係》 (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するた	第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するた
め、次に掲げる事務をつかさどる。	め、次に掲げる事務をつかさどる。
一~八十 (略)	一~八十 (略)
八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する	(新設)
一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第 号)	
第三条に規定する一時金に関すること。	
八十一~百十一 (略)	八十一~百十一(略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(設置)	(設置)
第六条 (略)	第六条 (略)
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生	2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生
労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおり	労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおり
とする。	とする。
がん対策推進協議会	がん対策推進協議会
肝炎対策推進協議会	肝炎対策推進協議会
アレルギー疾患対策推進協議会	アレルギー疾患対策推進協議会
中央最低賃金審議会	中央最低賃金審議会

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

旧優生保護法一時金認定審査会

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(旧優生保護法一時金認定審査会)

第十三条の二の二 旧優生保護法一時金認定審査会については、旧

優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給

等に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによ

る。

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第

項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、

第二

十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十

一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第

七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十号、第八

八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号か十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

(新設)

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(新設)

(地方厚生局)

2 • 3 令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。 十一年法律第四十八号)第四条第一項各号に掲げる事務のうち法 事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二 (略)

ら第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる

厚生局に属させられた事務をつかさどる。 号)第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方 に消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八 第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、 並 び

2 • 3 (略)

$\circ$
独立行政法人福祉医療機構法(
(平成十四年法律第百六十六号)
(抄)
(附則第五条関係)
(傍線部

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現	行	
附則	削			
(一時金の支払の業務)				
第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項ま	(新設)			
でに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。				
国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受け				
た者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律				
第 号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護				
法一時金支給法」という。)第三条の一時金の支払を行うこと。				
二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項				
の一時金の支払を行うこと。				
三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各				
号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。				
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。				
2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区				
分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。				
3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、				
第十二条第一項に規定する業務とみなす。				

余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残	もってこれに充てるものとする。	給法第二十八条第二項の規定において充てるものとされる金額を	(次項において「基金」という。) を設け、旧優生保護法一時金支	要する費用を含む。)に充てるために旧優生保護法一時金支払基金	第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に	(旧優生保護法一時金支払基金)
						(新設)

 $\bigcirc$ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法

律 (平成三十年法律第百四号)(抄)(附則第六条関係

案 傍線部分は改正部分)

3 第十三条の二の二 成育医療等協議会については、 に次の一条を加える。 ように改正する。 (厚生労働省設置法の一 れに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 る者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切 厚生労働省設置法 第十三条の二の二を第十三条の二の三とし (略) (成育医療等協議会) 附 則 (平成十一年法律第九十七号) 部改正) 改 正 第十三条の二の次 0) 成育過程にあ 部を次の 3 第十三条の二の二 成育医療等協議会については、 ように改正する。 、厚生労働省設置法の一 れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 る者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切 第十三条の二の次に次の一条を加える。 厚生労働省設置法 れに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 (成育医療等協議会) 略 附 則 (平成十一年法律第九十七号) 部改正) 現 行 成育過程にあ 0 部を次の